

日本雪崩ネットワーク・内規

日本雪崩ネットワーク（以下、JAN）の目的である公衆の雪崩安全のために各会員が行う主体的な活動と JAN が組織として推進する雪崩教育や雪崩情報など各種活動との間に齟齬が生じることを防ぐと併に各会員の活動がより円滑かつ実効性あるものとするために内規を定める。

1. 総則

この内規は、会員の各種活動における規則や指針を示す。

2. 会員

正会員は、JAN の運営に関わる者として内規が適応され遵守することが求められる。賛助会員は、趣旨賛同し JAN を支援する者として内規を尊重することが期待される。

2-1 正会員

- ・ JAN の活動趣旨と目的、そして内容を理解する。
- ・ 各種プログラムの知的財産権を理解し尊重する。
- ・ 倫理規定を遵守する。

2-1-1 プロフェッショナルメンバー

以下に示す経験と能力を持つ正会員はプロフェッショナルメンバーとして登録できる。

- ・ 雪崩業務従事者 Level 2 あるいは同等の職能を有すること。
- ・ 雪崩に関わる仕事を過去 6 シーズンの内 4 シーズンで実施していること。
- ・ 「雪の掲示板」への十分な数の投稿がなされていること。
- ・ 登録は申込みの後、理事会での承認を必要とする。
- ・ 登録は 1 年毎とする。

2-1-2 アクティブメンバー

以下に示す経験と能力を持つ正会員はアクティブメンバーとして登録できる。

- ・ 雪崩業務従事者 Level 1 あるいは同等の職能を有すること。
- ・ 雪崩に関わる活動を過去 6 シーズンの内 4 シーズンで実施していること。
- ・ 「雪の掲示板」への十分な数の投稿がなされていること。
- ・ 登録は申込みの後、理事会での承認を必要とする。
- ・ 登録は 1 年毎とする。

2-2 賛助会員

- ・ JAN の活動趣旨と目的、そして内容を理解する。
- ・ 各種プログラムの知的財産権を理解し尊重する。
- ・ 倫理規定を尊重する。

3. 「雪の掲示板」と SPIN

「雪の掲示板」と SPIN は、JAN 独自の情報共有システムであると同時に教育と情報を融合させた JAN を特徴付ける活動の構成要素として重要な役目を持つことを理解する。

3-1 協力者の登録

- ・ 掲示板および SPIN の登録は正会員とする。
- ・ 雪崩業務従事者 Level 1 同等以上あるいは ASC を受講していること。
- ・ 登録者は 3 年に 1 回、登録研修を受講すること。
- ・ 雪崩業務従事者 Level 1 所持者は Level 1 更新研修で登録研修を代替することができる。
- ・ 特段の理由なく書き込みがなかった場合、登録を解消する。

3-2 区分

- ・定点協力者（実名登録／リンク有）
- ・プロフェッショナルメンバー（実名登録／リンク有）
- ・アクティブメンバー（実名かハンドルいずれかを選択／実名はリンク可）
- ・協力者（実名かハンドルいずれかを選択／リンクなし）

4. 雪崩情報

雪崩情報は、公衆の雪崩安全に重要な役目を担っている。雪崩情報の質は、フィールドデータの量と質に依存するものであり、『気象・積雪・雪崩の観察と記録のガイドライン』の遵守と、訓練を受けた人材の協力が必要不可欠であることを理解する。

4-1 情報の集約

- ・会員は、掲示板に登録しているかを問わず、雪崩情報に役立つ情報を寄せる。
- ・情報提供は電話、メール、ファックスなど手段を問わない。

4-2 情報の告知

- ・会員は、JAN が標準化された雪崩情報を発表していることの周知を行う。
- ・会員は、雪崩情報の仕組みや内容、その利用方法について周知を行う。

5. 雪崩教育

雪上実習を伴う「講習会」と、気づきの機会である室内等での「啓発活動」に区分する。

5-1 講習会

- ・講師は、招聘講師を除き正会員のみとする。
- ・講師は、プログラムの内容と目的を理解する。
- ・講師は、ファーストエイド講習を受講しておく。
- ・講師は、事前に講師研修会（IS）へ参加すること。
- ・講師へ規定の謝礼と交通費が支払われる。
- ・SC 講師は、雪崩業務従事者 Level1 同等以上を原則必要とする。
- ・ASC と TS 講師は、雪崩業務従事者 Level 2 同等以上を原則必要とする。
- ・ASC と TS 講師は、JMGA 登山ガイドⅡ スキーガイドⅡ 以上を原則必要とする。
- ・詳細は別途「講習会マニュアル」に定める。
- ・他団体との講習会共催については別途「共催の手引き」に定める。

5-2 啓発活動

- ・正会員は自身の能力に応じて啓発活動を積極的に行う。
- ・会員として行う啓発活動は、事前に理事会に連絡し、内容の確認や調整を行う。
- ・啓発内容は原則「雪崩の基礎」の範囲とし、雪上講習会の重要性を伝える。
- ・JAN は、会員の啓発活動をサポートするためにフリー素材「雪崩の基礎」を提供する。

5-3 SC プロバイダー

以下に示す要件を満たすプロフェッショナルメンバーはSCプロバイダーになることができる。詳細は別途「セーフティキャンプ・プロバイダー契約書」で定める。

- ・JMGA 登山ガイドⅡ 同等以上のガイド資格を有すること。
- ・登録は申込みの後、理事会での承認を必要とする。
- ・登録は1年毎とする。

5-4 メディアへの対応

- ・正会員は、雪崩関連の記事の執筆や取材の依頼は積極的に受ける。
- ・対応は自身の能力の範囲にする。
- ・執筆や取材依頼等があった場合は、理事に報告する。
- ・掲載前にプロフェッショナルメンバーあるいは理事による内容確認を行う。

6. プログラムと知的財産権

プログラムとは、雪崩教育や雪崩情報の内容や仕組みあるいはそれらに利用されるリソースなどすべてを指す。特に雪崩業務従事者 Level 1 および Level 2 においては **Canadian Avalanche Association** との国際パートナーシップ契約で規定される項目があることを理解する。

- ・正会員および賛助会員は、JAN のプログラムを尊重し知的財産権を理解する。
- ・正会員および賛助会員は、JAN のプログラムの改変や流用を行わない。
- ・正会員は、JAN のプログラムの改善について積極的に提案する。
- ・正会員は、他団体の雪崩プログラムあるいは運営に原則関与しない。
- ・他団体の雪崩プログラムあるいは運営に関与する場合は、理事会の事前承認を得ること。

7. インターネット

インターネット空間は公共の場であることを理解し、適切に利用する。

7-1 バナーとリンク

- ・サイトのリンク集などでは指定バナーを使用する。
- ・会員であることを示したい時は指定バナーを使用する。
- ・プロフェッショナルメンバーとアクティブメンバーは専用ロゴを使用できる。

7-2 ブログ、FB、Twitter 等

- ・正会員は、山岳積雪状態の伝達に積極的にネットメディアを利用する。
- ・条件を満たす正会員は掲示板に登録し、FB 等の書き込みは掲示板へリンクさせる。

8. 内規の修正改善

- ・正会員は、内規の修正改善について自由に見解を述べることができる。
- ・理事会は、提案のあった改善案を検討し、他会員からも意見を求める。
- ・内規の変更修正は、十分な意見を聞いた後、理事会の決議による。

附則

この内規は 2015 年 7 月 1 日より施行する。